

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の概要

神奈川県立かながわ労働プラザについては、平成 27 年度末に現在第 2 期目の指定期間が満了する。平成 28 年 4 月から第 3 期の指定管理者を募集するにあたり、これまでの利用状況、利用実績を踏まえ、利用者の利便性の向上を一層図る施設とするため、休館日、貸時間、施設や設備等についての改正を行う。

(2) 改正の内容

- ア 毎月第 4 月曜日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日までを休館日としているが、毎月第 4 月曜日は開館日とする。(第 9 条第 1 項関係)
- イ ギャラリーについて、午前 9 時から午後 6 時までとなっている貸時間を、午前 9 時から午後 10 時までに変更する。時間延長に伴い、利用時間単位を他の貸会議室と同様に 1 時間単位に変更する。(第 10 条第 1 項、別表第 1 の 2 関係)
- ウ 現在県が管理している 4 階のかながわ労働センター会議室について、第 11 会議室として貸会議室に変更する。なお、利用料金は同程度の面積、定員数の第 4 会議室と同額を適用する。(別表第 1 の 1 関係)
- エ 音楽スタジオの利用時間単位について、他の貸会議室と同様に 1 時間単位に変更する。(別表第 1 の 3 関係)
- オ 貸会議室に付帯した貸出設備物品や貸出時間を現状の利用状況や実態に合わせて整理、見直しを行う。(別表第 2 関係)

改 正	現 行
第 1 条～第 8 条(略) (休館日) 第 9 条 <u>かながわ労働プラザの休館日は、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日とする。</u> 2 (略) (開館時間) 第 10 条 <u>かながわ労働プラザの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、労働情報コーナーにあつては、午前 9 時から午後 7 時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午後 5 時)までとする。</u> 2 (略) 第 11 条～第 16 条(略)	第 1 条～第 8 条(略) (休館日) 第 9 条 <u>かながわ労働プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 毎月第 4 月曜日(駐車場を除く。)</u> <u>(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日</u> 2 (略) (開館時間) 第 10 条 <u>かながわ労働プラザの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、ギャラリーにあつては午前 9 時から午後 6 時まで、労働情報コーナーにあつては午前 9 時から午後 7 時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午後 5 時)までとする。</u> 2 (略) 第 11 条～第 16 条(略)

改 正		現 行																																																																					
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p>1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第 5 条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の前日においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第 12 条第 2 項の規定に基づき知事の承認を得ることができる。</p>		<p>(追加)</p>																																																																					
<p>別表第 1 (第 12 条関係) 施設利用料金の上限額</p> <p>1 多目的ホール等利用料金</p>		<p>別表第 1 (第 12 条関係) 施設利用料金の上限額</p> <p>1 多目的ホール等利用料金</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平日</th> <th colspan="2">日曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 10 時まで</th> <th>午前 9 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 10 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td align="center" colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>第 10 会議室</td> <td>同 930 円</td> <td>同 1,240 円</td> <td>同 1,240 円</td> <td>同 1,550 円</td> </tr> <tr> <td>第 11 会議室</td> <td>同 1,030 円</td> <td>同 1,340 円</td> <td>同 1,340 円</td> <td>同 1,650 円</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平日		日曜日及び休日		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	略					会議室	略				第 10 会議室	同 930 円	同 1,240 円	同 1,240 円	同 1,550 円	第 11 会議室	同 1,030 円	同 1,340 円	同 1,340 円	同 1,650 円	略					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平日</th> <th colspan="2">日曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 10 時まで</th> <th>午前 9 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 5 時から午後 10 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td align="center" colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>第 10 会議室</td> <td>同 930 円</td> <td>同 1,240 円</td> <td>同 1,240 円</td> <td>同 1,550 円</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">(新 規)</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平日		日曜日及び休日		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	略					会議室	略				第 10 会議室	同 930 円	同 1,240 円	同 1,240 円	同 1,550 円	(新 規)					略				
区分	平日		日曜日及び休日																																																																				
	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで																																																																			
略																																																																							
会議室	略																																																																						
	第 10 会議室	同 930 円	同 1,240 円	同 1,240 円	同 1,550 円																																																																		
第 11 会議室	同 1,030 円	同 1,340 円	同 1,340 円	同 1,650 円																																																																			
略																																																																							
区分	平日		日曜日及び休日																																																																				
	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで																																																																			
略																																																																							
会議室	略																																																																						
	第 10 会議室	同 930 円	同 1,240 円	同 1,240 円	同 1,550 円																																																																		
(新 規)																																																																							
略																																																																							
<p>2 ギャラリー利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用に係る催し等について入場料を徴収する場合</td> <td>1 時間につき 2,110 円</td> </tr> <tr> <td>利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合</td> <td>同 1,340 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の額	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1 時間につき 2,110 円	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,340 円	<p>2 ギャラリー利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 日の利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用に係る催し等について入場料を徴収する場合</td> <td>18,930 円</td> </tr> <tr> <td>利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合</td> <td>12,040 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	1 日の利用料金の額	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	18,930 円	利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	12,040 円																																																								
区 分	利用料金の額																																																																						
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	1 時間につき 2,110 円																																																																						
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	同 1,340 円																																																																						
区 分	1 日の利用料金の額																																																																						
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	18,930 円																																																																						
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	12,040 円																																																																						
<p>3 音楽スタジオ利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金の額			<p>3 音楽スタジオ利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9 時から午後 10 時まで</th> <th>午前 9 時から午後 0 時まで</th> <th>午後 1 時から午後 3 時まで</th> <th>午後 3 時から午後 5 時まで</th> <th>午後 6 時から午後 8 時まで</th> <th>午後 8 時から午後 10 時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 8 時まで	午後 8 時から午後 10 時まで																																																									
区 分	利用料金の額																																																																						
区分	午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 0 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 8 時まで	午後 8 時から午後 10 時まで																																																																	

改 正		現 行						
第1音楽スタジオ	1時間につき 1,190円	第1音楽スタジオ	11,730円	2,880円	1,860円	1,860円	2,370円	2,370円
第2音楽スタジオ	同 1,080円	第2音楽スタジオ	10,390円	2,580円	1,650円	1,650円	2,160円	2,160円
4(略)		4(略)						
別表第2(第12条関係) 設備利用料金の上限額		別表第2(第12条関係) 設備利用料金の上限額						
1 多目的ホール等設備利用料金		1 多目的ホール等設備利用料金						
種 別	単 位	利用料金の額	種 別	単 位	利用料金の額			
ビデオシステム	1 時 間	780円	ビデオシステム	1 回	3,090円			
(削 除)			ビデオプロジェクター	同	3,090円			
液晶プロジェクター	同	780円	液晶プロジェクター	同	3,090円			
スライド映写機	同	340円	スライド映写機	同	1,340円			
オーバーヘッドプロジェクター	同	340円	オーバーヘッドプロジェクター	同	1,340円			
書画カメラ	同	340円	書画カメラ	同	1,340円			
(削 除)			その他の映像機器	同	1,340円			
テープレコーダー	同	340円	テープレコーダー	同	1,340円			
その他の電気機器	同	340円	(新 規)					
ワイヤレスマイククロフォン	同	420円	ワイヤレスマイククロフォン	同	1,650円			
金ぴょうぶ	同	420円	金ぴょうぶ	同	1,650円			
カラオケセット	同	1,190円	カラオケセット	同	4,740円			
エレクトーン	同	540円	エレクトーン	同	2,160円			
(削 除)			健康・体力測定機器一式	1人1回	620円			
トレーニング機器一式	1人1回	310円	トレーニング機器一式	同	310円			
備考 (略)			備考 (略)					
2 音楽スタジオ設備利用料金			2 音楽スタジオ設備利用料金					
種 別	単 位	利用料金の額	種 別	単 位	利用料金の額			
ピアノ	1 時 間	1,080円	ピアノ	1 利用時間	2,160円			
エレクトリックピアノ	同	570円	エレクトリックピアノ	同	1,140円			
シンセサイザー	同	570円	シンセサイザー	同	1,140円			
その他の楽器	同	570円	その他の楽器	同	1,140円			

改 正			現 行		
テープレコーダー	同	670 円	テープレコーダー	同	1,340 円
その他の音響機器	同	570 円	(新 規)		
			備考 1 <u>利用時間とは、午前 9 時から午後 0 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 5 時まで、午後 6 時から午後 8 時まで、又は午後 8 時から午後 10 時までのいずれかの時間帯における利用をいう。</u>		

(3) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。